

別記第71号（郵便はがき）（第118条第3号関係）

通 知 書	
不動産所在事項又は不動産番号	
登 記 の 目 的	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
登 記 原 因 及 び そ の 日 付	
錯 誤 遺 漏 事 項	
<p>上記のとおり 錯誤 遺漏 があるので、更正の登記を申請されたく、通知します（不動産登記法第67条第1項）。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>法務局 出張所</p> <p>登記官 職印</p> <p>通知第 号</p>	

別記第72号（第118条第4号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

殿

法務局 出張所
登記官

職印

通知書

下記不動産について、令和何年何月何日受付第何号で登記した何登記の登記事項中「何何」とすべきを「何何」とした誤りがあった（又は「何何」とすべきを遺漏した）ことから令和何年何月何日その登記の更正をしましたので、通知します（不動産登記法第67条第3項）。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（同法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

記

決 定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は、
ので、不動産登記規則第16条第13項第 号の規定により却下する。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第72号の3（第118条第5号イ関係）

日記第 号

決 定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号地図訂正の申出事件（又は土地所在図訂正の申出事件）は、
ので、不動産登記規則第16条第13項第 号の規定により却下する。

令和 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

別記第73号（第118条第6号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

下記建物の表題登記をしたので、不動産登記規則第40条第3項の規定により、通知
します。

記

別記第74号（第118条第7号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

不動産登記規則第110条第3項の規定により次の事項を通知します。

- 不動産所在事項
当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番地
家屋番号何番の建物
- 滅失の原因 令和何年何月何日海没
- 登記の目的 土地滅失登記

別記第75号（第118条第7号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

不動産登記規則第144条第2項の規定により次の事項を通知します。

- 1 不動産所在事項
当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番地
家屋番号何番の建物
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
- 2 滅失の原因 令和何年何月何日取壊
- 3 登記の目的 建物滅失登記

別記第76号（第118条第8号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

地役権の設定の登記をしたので、不動産登記規則第159条第2項の規定により、下記事項を通知します。

記

- 1 承役地
- 2 要役地
- 3 地役権設定の目的及び範囲
- 4 申請の受付の年月日

別記第77号（第118条第9号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

地役権の変更の登記（更正の登記又は登記の抹消）をしたので、不動産登記規則第159条第4項の規定により、下記事項を通知します。

記

1 承役地

2 要役地

3 地役権の変更（更正又は消滅）の登記原因及びその日付並びに地役権設定の目的又は範囲についての変更にあつては、地役権設定の目的又は範囲

4 申請の受付の年月日

別記第78号（第118条第10号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

不動産登記規則第168条第5項の規定により、次の事項を通知します。

- 1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地

2 担保権の表示

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

別記第79号（第118条第11号関係）

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官 職印

通知書

不動産登記規則第170条第3項の規定により、次の事項を通知します。

- 1 不動産の表示 当庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地
貴庁管内の物件 何市区郡何町村大字何字何何番の土地

2 変更した登記の内容

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】

別記第80号（郵便はがき）（第118条第12号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登 記 の 目 的	
登 記 原 因 及 び そ の 日 付	
登 記 事 項	
上記のとおり登記をしたので、通知します（不動産登記規則第183条第1項第1号）。	
令和 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官	職印
通知第 号	